

学生生活支援事業

学生生活支援に関する各種事業の重点化

学生生活支援業務の対象を厳選し、必要に応じ各大学による取り組みへの移行を目指す。

研修事業等の整理・統合。(障害学生支援など各大学のもつノウハウの蓄積が十分ではなく適切に支援を行うことが困難な分野等を中心に重点化、2012事業程度に整理・統合)

体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナーは廃止。

【参考】

主な研修への参加者数

【平成16年度】

研修会名	参加者数				
	国立	公立	私立	その他	合計
全国学生指導研究集会	126	28	240		394
地区学生指導職員研究集会	238	30	161	3	432
厚生補導研究協議会	59	6	1		66
厚生補導事務研修会	110	5	6		121
留学生担当職員研修	89	6	89	31	215
留学生交流研究協議会	366	48	384	40	838
メンタルヘルス研究協議会(全国)	281				281
全国大学保健管理研究集会	317	50	393	3	763
全国大学メンタルヘルス研究会	53		39	3	95
全国学生相談研究会議	49	3	31	3	86
地区就職指導担当職員研修会	119	1	6		126
教務事務研修会	79				79
合計	1,886	177	1,350	83	3,496

【平成17年度】

研修会名	参加者数				
	国立	公立	私立	その他	合計
全国学生指導研究集会	130	25	149		304
地区学生指導職員研究集会	260	40	193		493
厚生補導研究協議会	48	7	59	3	117
厚生補導事務研修会	119	10	92	2	223
留学生担当職員研修	89	12	89	31	221
留学生交流研究協議会	343	42	377	60	822
メンタルヘルス研究協議会(地区)	378	25	72		475
全国大学保健管理研究集会	303	38	388	13	742
全国大学メンタルヘルス研究会	39	10	31	5	85
全国学生相談研究会議	42	3	29	6	80
地区就職指導担当職員研修会	98	19	116		233
教務事務研修会	65	6	54		125
合計	1,914	237	1,649	120	3,920

「大学と学生」について

昭和41年創刊。平成15年度まで文部科学省編集。

〔平成16年度（独立行政法人設立時）より日本学生支援機構へ移管〕

目 的

高等教育及び学生指導の充実・発展に寄与する観点から、学生指導に関することを中心としつつ、高等教育に関する事項について、広く大学等教育関係者の理解の促進を図ること。

内 容

学生支援に関連する研究論文、解説、資料、調査結果、事例紹介のほか、文部科学省の提言や通知など、機構として大学に伝えるべき情報を精査し収録。

発行部数

5,000部（基本発行部数）

販 売 先

大学、短期大学、高等専門学校等の機関及び個人。

平成17年度の特集内容

- 4月号 平成17年度高等教育行政の展望
- 5月号 五月病 - 環境の変化への支援 -
- 6月号 学生表彰
- 7月号 学生の消費者契約被害の防止対策
- 8月号 大学の地域貢献の促進
- 9月号 学園祭
- 10月号 短期大学の教育の充実
- 11月号 学生のキャリア形成
- 12月号 新時代の大学院教育
- 1月号 新年を迎えて
- 2月号 災害等 - 大学等の対応・危機管理 -
- 3月号 高大連携
- 3月号臨時増刊号 中央教育審議会（中間報告）

「学生支援情報データベース」について

平成18年6月より一部提供を開始。

内 容

全国の大学・短期大学・高等専門学校（以下「大学等」）における学生生活支援の充実に資することを目的として、全国の大学等における学生生活支援の取り組み情報、学生支援体制の情報、学生生活支援に関する調査統計や白書・答申などの情報を一元的に収集・蓄積し、ホームページより閲覧（検索）可能な形で提供。

各大学等への調査を行い、就職支援プログラム、健康管理に関するプログラム、学生相談体制等に関する情報など、特に高いニーズがあるものを選定して開発。

今後の見通し

それ以外の情報については、平成19年4月からの提供を予定し、学生相談に関する事例の紹介や障害学生就学支援のためのQ & Aに関する情報提供等について、準備を進めているところ。

本データベースについては、当初より、利用者の要望を踏まえ項目等を決定し、提供を開始したところではあるが、現在準備を進めているデータの開発後、大学等の利用状況や要望等を踏まえ、データベースの内容・規模や具体的な項目等について、適宜計画の見直しを図ってまいりたい。

学校学生生徒旅客運賃割引（いわゆる「学割」）制度について

概 要

J Rの指定した学校の学生・生徒が、片道の営業キロが100 kmを越える区間を旅行する場合で、学校の代表者が発行した「学校学生生徒旅客運賃割引証」を提出した時に、割引普通乗車券が発売される制度。

目 的

学生・生徒が個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与すること。

内 容

- (1) 対象者
- ・学校教育法第1条の小・中・高校・大学・盲学校・聾学校・養護学校・幼稚園及び通信教育を行う学校で旅客鉄道会社の指定を受けた学校
 - ・上記以外の国公立の学校で旅客鉄道会社の指定を受けた学校
 - ・学校教育法第82条の2及び第83条の規定によって設立した私立学校で旅客鉄道会社の指定を受けた学校
 - ・外国の大学、大学院又は短期大学の日本校のうち、学校教育法施行規則第70条第1項第4号、第70条第2項第5号又は第70条の2第3号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設として文部科学大臣が指定したものであって、旅客鉄道会社の指定を受けた学校
- (2) 割引率 2割
- (3) 割引条件 100 kmを超えて乗車する場合

配付手続き

学割証の印刷・配付事務については、日本学生支援機構が大学・都道府県を通じて所要枚数を取りまとめ文部科学省を経由してJ Rに報告。これを基にJ Rにより印刷された学割証を日本学生支援機構が全国の大学・都道府県に配付。



配付業務については、民間に委託。